

建物の適切な管理のお願い

「空家等対策計画」策定

平成30年4月に、安全かつ安心して暮らすことのできる生活環境の保全と、空き家の利活用により地域の活性化を進め、まちの魅力を高めることを目的とした「空家等対策計画」を策定しました。

「空家等対策計画」は
市ホームページで公開中

「空家等総合窓口」を設置

住民等からの空き家に関する相談に対応する「空家等総合窓口」を設置しました。

- ① ご自身やご家族が空き家をお持ちのかた
- ② ご近所の空き家にお困りのかた

都市整備部 住宅政策課へ
ご相談ください

あなたの大切な資産を守るために

- ◆ 建物とともに門や塀等の管理をしましょう
- ◆ 敷地内の草木の管理をしましょう
- ◆ 空き家をお持ちのかたは、ご近所の迷惑にならないように管理しましょう

建物は今だけではなく 将来に渡る大切な資産です
適切に管理して ご自身の手で守っていきましょう



空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除

被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が…

- ① 家屋と土地を譲渡した場合
- ② 家屋を取り壊した後の土地を譲渡した場合

➡ 譲渡所得から3,000万円を特別控除する特例措置です

※ 平成28年4月1日から平成31年12月31日までに行われる譲渡が対象です
※ 特例措置の適用にはこの他にも条件があります

ホームページもご覧ください ⇒ 『春日部市の空き家対策』 [検索](#)